

○被害回復アドバイザー業務要領の制定に ついて

(平成4年4月22日
例規(警・捜四)第18号警察本部警務部長)

[沿革] 平成6年3月例規(警)第4号、10年3月第11号、14年4月第40号改正

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、平成4年4月11日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命に依り通達する。

記

1 目的

この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、千葉県警察が雇用する被害回復アドバイザーの業務に関し、嘱託の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 被害回復アドバイザーの名称及び業務

(1) 被害回復アドバイザーの業務上の名称は「千葉県警察被害回復相談担当参与」（以下「参与」という。）とする。

(2) 参与の業務は、次のとおりとする。

ア 規則第14条第1項第3号から第5号及び第15条各号に掲げる措置

イ その他前項に付随する事務

3 業務の準拠及び報告

(1) 業務は、あらかじめ刑事部捜査第四課長が作成する被害回復アドバイザー業務予定表（別記様式第1号）に基づき行うものとする。

(2) 参与は、前記2の業務を行った場合においては、被害回復措置等結果報告書（別記様式第2号）を作成し、刑事部捜査第四課長に報告するものとする。

4 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

5 身分証明

身分の証明は、規則第16条第3項に定める「身分証明書」又は千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」によるものとする。

6 業務推進上の配慮事項

参与は、業務を推進するに当たり、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。
- (2) 業務を効率的に推進するため、千葉県暴力追放運動推進センターと緊密な連携を図ること。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下別記様式省略